

配水管工事に伴う接合替工事等を請負施工とする場合の 工事材料の取扱いについて

(制定 昭和 47 年 3 月 11 日部長決)
(最近改正 平成 28 年 6 月 30 日)

- 1 請負者による材料調達の対象工事
 - (1) 配水管工事に伴う接合替工事
 - (2) 給水装置整備工事
 - (3) 給水装置修繕工事
 - (4) 経年給水管整備工事
 - (5) 給水装置整備工事(メータ位置改良および止水栓整備)
 - (6) その他各号に類似する工事
- 2 材料単価の設定
材料単価は市場価格を参考にして給水課長が定める。

附則

この規定は、昭和 47 年 3 月 15 日から実施する。

附則

この規定は、昭和 57 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 4 年 3 月 2 日から実施する。

附則

この規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 20 年 5 月 7 日から実施する。

附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。